

高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金 新旧対照表

新	旧	備考
<p>高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 【省略】</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。</p> <p>(2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり事業の取組を進めるNPOをいう。</p> <p>(3) 商店街等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街振興組合の商店街地域</p> <p>イ 相当数の小売商業が集積している地域</p> <p>ウ 都市機能が相当数集積している地域</p> <p>エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地</p> <p>オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）</p> <p>(4) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。</p> <p>ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域</p> <p>イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域</p> <p>ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域</p> <p>エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</p>	<p>高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 【省略】</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。</p> <p>(2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり事業の取組を進めるNPOをいう。</p> <p>(3) 商店街等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街振興組合の商店街地域</p> <p>イ 相当数の小売商業が集積している地域</p> <p>ウ 都市機能が相当数集積している地域</p> <p>エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地</p> <p>オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）</p> <p>(4) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。</p> <p>ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域</p> <p>イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域</p> <p>ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域</p> <p>エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</p>	

新	旧	備考
<p>オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</p> <p>(5) 対象地域 中山間地域のうち、商店街等以外の地域をいう。</p> <p>(6) 空き店舗等 以下のアからウまでに掲げる要件を全て満たすもの及び集落に活用できる空き店舗がないと対象地域の市町村が認めた場合の空き家をいう。</p> <p>ア 対象地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設であったもので、使用されなくなってから3月以上その状態が継続しているもの。ただし、事業者の撤退により、地域住民の日常生活に直ちに影響が生じる事業（食品・燃料小売業など）については、この限りでない。</p> <p>イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の意見書の添付があるものを除く。</p> <p>ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。</p> <p>(7) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。</p> <p>(8) 昼間営業 12時から13時までを含み、10時から16時までの間に3時間以上営業するものをいう。</p> <p>第4条 【省略】</p>	<p>オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</p> <p>(5) 対象地域 中山間地域のうち、商店街等以外の地域をいう。</p> <p>(6) 空き店舗等 以下のアからウまでに掲げる要件を全て満たすもの及び集落に活用できる空き店舗がないと対象地域の市町村が認めた場合の空き家をいう。</p> <p>ア 対象地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設であったもので、使用されなくなってから3月以上その状態が継続しているもの。ただし、事業者の撤退により、地域住民の日常生活に直ちに影響が生じる事業（食品・燃料小売業など）については、この限りでない。<u>なお、出店者が行う事業が飲食業である場合は、活用する空き店舗が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であった場合に限る。</u></p> <p>イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の意見書の添付があるものを除く。</p> <p>ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。</p> <p>(7) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。</p> <p>(8) 昼間営業 12時から13時までを含み、10時から16時までの間に3時間以上営業するものをいう。</p> <p>第4条 【省略】</p>	<p>文言削除</p>

新	旧	備考
<p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、事業実施主体が行う対象地域への出店を支援するため、補助金を交付する事業であり、空き店舗等を活用して、市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行い、地域の商業機能の維持・発展に資するものとする。</p> <p>第6条～第18条 【省略】</p> <p>(補助金の交付の決定と取消し等)</p> <p>第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。</p> <p>(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p><u>(6) 交付決定年度の翌年度から3年以内に当該店舗における営業を中止したとき。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、事業実施主体が行う対象地域への出店を支援するため、<u>間接</u>補助金を交付する事業であり、空き店舗等を活用して、市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行い、地域の商業機能の維持・発展に資するものとする。</p> <p>第6条～第18条 【省略】</p> <p>(補助金の交付の決定と取消し等)</p> <p>第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。</p> <p>(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、</p>	<p>文言削除</p> <p>文言追加</p>

新	旧	備考
<p><u>17</u>条第3項の規定を準用する。</p> <p><u>(事業完了後の経過報告)</u></p> <p><u>第20条 補助事業者は、交付決定年度の翌年度から3年間、当該店舗の営業状況について、別記第7号様式による実施状況報告書に確定申告書等の営業状況のわかる書類添付し、4月30日までに報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 補助事業者は交付決定年度の翌年度から3年間、当該店舗における営業の遂行が困難となった場合又は当該店舗における営業を中止し、若しくは廃止される場合は、補助事業者は別記第8号様式による報告書を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p>(情報の開示) 第<u>21</u>条 《略》</p> <p>(グリーン購入) 第<u>22</u>条 《略》</p> <p>(委任) 第<u>23</u>条 《略》</p> <p>附則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等) 2 この要綱は、令和<u>7</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第13条、</p>	<p>第18条第3項の規定を準用する。</p> <p>(情報の開示) 第20条 《略》</p> <p>(グリーン購入) 第21条 《略》</p> <p>(委任) 第22条 《略》</p> <p>附則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等) 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第13条、第14条、第19条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力</p>	<p>文言変更 条項追加</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>文言変更</p>

新	旧	備考
<p>第14条、第19条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>を有する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>文言追加</p>

新				旧				備考
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）				
補助事業者	事業実施主体	補助対象経費※	補助率・補助限度額	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費※	補助率・補助限度額	
市町村等	出店者又は商工団体等（第6条の要件を満たすもの）	<p>事業実施主体が支出する以下の経費</p> <p>ア 店舗改装費 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。)</p> <p>イ 事業に必要な設備及び備品購入費 <u>店舗内で使用される10万円以上の設備又は備品の購入に要する経費</u></p> <p>ウ 家賃 <u>最大6ヶ月分とし、交付決定の翌月から当該年度の期間内とする。</u></p>	<p>【補助率】 補助対象経費の4分の1以内</p> <p>【補助限度額】 120万円/空き店舗等1件当たり</p> <p>市町村等の要綱で定められた補助率が2分の1以上（県補助分を含む。）であり、かつ市町村等の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。</p>	市町村等	出店者又は商工団体等（第6条の要件を満たすもの）	<p>事業実施主体が支出する以下の経費</p> <p>ア 店舗改装費 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。)</p> <p>イ 事業に必要な設備及び備品購入費 <u>(注1) 店舗内で10万円以上の使用されるものが対象とする。</u></p> <p>ウ 家賃は最大6ヶ月分とし、交付決定の翌月から当該年度の期間内とする。</p>	<p>【補助率】 補助対象経費の4分の1以内</p> <p>【補助限度額】 120万円/空き店舗等1件当たり</p> <p>市町村等の要綱で定められた補助率が2分の1以上（県補助分を含む。）であり、かつ市町村等の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。</p>	
<p>※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。</p>				<p><u>(注1) 店舗内で10万円以上の使用されるものが対象とする。</u></p> <p>※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。</p>				文言削除

